

項番	項目	ご意見	回答または西区の考え方
1	令和4年度 運営方針 実績評価 (戦略2-1)	<p>・既に区で検討されていると思いますが、区民の訓練への参加意識向上と実際参会者の総数を増やすこと。</p> <p>・令和6年に西区全域の防災訓練をする計画がありますが、そのためには令和5年度は14地域が防災訓練100%実施を達成する必要がありますと思います。</p> <p>・防災訓練への現状の参加者は町会関係者(連合役員・各町会班長等)が中心で一般の方の参加が少ないのではと思います。多くの区民が参加してはじめて訓練の意味があると思いますので、多くの区民が参加して頂ける仕組みを各連合任せにせず区が中心となって検討して必要と思います。</p> <p>・参加者数の目標設定を検討(例:区民(地域住民)の〇%)</p>	<p>大阪市地域防災計画において地域の防災訓練につきましては、</p> <p>①自主防災組織等が中心となり市民等の自らの発意により企画、実施ができる体制を推進する。</p> <p>②実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより、広範な市民等の参加を求める。</p> <p>③自らの地域は自らで守るという意識の高揚と、一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図る。</p> <p>これらを目的として行うものと定めております。</p> <p>ご意見にいただいた主旨と同じ考えの基に行われるべきものであり、今後も各地域の自主防災組織のご意向も踏まえ、自主防災組織と区役所、双方が訓練の周知に努め、より多くの方にご参加いただけるよう取組んでまいります。</p>
2	自由意見	<p>・町会未加入の区民に、町会費が地域活動(防災・祭り)の源である事を、しっかり伝える必要があると思いますが、活動内容を説明する内容は区内で統一されているのでしょうか？各町会任せでしょうか？地域活動を活性化させるためにも加入率100%を目指す必要があると思います。</p>	<p>町会加入の取組みは地域活動の実施主体である町会や連合振興町会が行っています。一方、区役所としても町会加入促進に向けた支援として、地域振興会発行の「くらしと町会」の配布協力に加え、広報紙「かぜ」や区ホームページなどを活用して町会費で運営されている町会活動の紹介などを行っています。また、ポスターをはじめリーフレットやティッシュ、のぼり旗などを作成し、町会加入促進のPRにも努めています。</p> <p>他都市では条例により自治会・町内会への加入や地域活動の参加について努力義務を規定している事例もありますが、大阪市では地域振興会は地域住民による自主的な自治組織として運営されています。</p>
3	令和4年度 運営方針 実績評価 (戦略2-2)	<p>・街頭犯罪発生件数が前年より97件増えているのは、実質自転車盗難が増えているのでしょうか？駐輪禁止区域もあるのでそれ以外の地域でおきているのでしょうか？引き続き、盗難多発エリアへの重点的な啓発活動や市民ボランティア、NPO、企業などと共に、新たな取組みを考えていくのもありだと思えます。</p>	<p>お尋ねの97件増の内、63件が「自転車盗」となっており、区役所としましては、犯罪件数の約8割を占める「自転車盗」の件数を減らすことが重要と考えております。</p> <p>また、発生場所については、①道路上が162件、②駐車(輪)場が143件、③中高層(4階以上)住宅が138件となっており、盗難件数の9割以上をこの3箇所ですべて占めています。</p> <p>②、③の結果から、違法駐輪でない自転車盗難も多数あることから、駐輪の際には二重ロックをするよう啓発活動を行っており、今年度については、区内にある駐輪場はもとより、店舗やマンションでの啓発ポスター掲示場所の拡大を図っていきます。</p> <p>委員ご指摘の新しい取組みについても、皆様方からのご意見も頂戴しながら取り組んでまいりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。</p>
4	令和4年度 運営方針 実績評価 (戦略3-1)	<p>・「にっしー広場」の開催要綱を場所をマンションに限定せず、会館や近隣の企業、NPOなど間口を広げて協力が得られやすいところから試験的に開催してみてもいいのでしょうか。</p>	<p>「にっしー広場」は子育て世帯がマンション内で孤立化することを防ぎ、子育て面におけるコミュニティづくりを醸成することを目的として実施しております。</p> <p>マンションに限定しないという点では、「公園版にっしー広場」を参加対象をマンション住民に限定せずに開催しております。(R5年度は5回を予定)</p>

項番	項目	ご意見	回答または西区の考え方
5	令和4年度 第2回 教育会議	<p>・PTA、社会教育関係団体学習支援事業とはどのような事業であるのか知りたい。</p> <p>・採点支援システムは中学校の中間テストで導入された。教員負担が大幅に減ると思われる。</p> <p>・欠席連絡等アプリの導入は保護者と学校側の双方にメリットがあり、電話連絡の難しさが解消されるとともに、伝達事項が子ども、保護者に向けて漏れなく受取れるので大変有効であると感じます。</p> <p>・今回の教育会議では教員の働き方改革が主にとりあげられ、子どもに接するおとなにも時間的ゆとりがあつてこそ、子どもたちと過ごす時間もおのずととれるのではと考える。では、子どもたちにとってゆとりの時間や話せる相手、場所は学校内にあるのか？と疑問に思った。不登校や行きしぶりなど課題に直面している子どもと保護者の居場所を学校内や近隣に設定できればと考える。</p>	<p>・PTA・社会教育関係団体対象学習会支援事業は、学校や幼稚園のPTAをはじめとする社会教育関係団体が、地域において人権や教育に関する学習会等を実施する場合の講師や保育者に対して、区役所が報償金(謝礼)を一部負担する事業です。各PTAやはぐくみネット、学校にも周知しているところです。</p> <p>・本市では、不登校等の支援が必要な児童・生徒に対して「こどもサポートネット事業」や、「スクールソーシャルワーカー派遣事業」を実施しており、区役所と学校が連携して学校での見守りや、支援方法などの教育的支援をサポートしたり、他機関の制度案内や、地域の社会資源(こども食堂などの子どもの居場所等)につなげる福祉的な支援を行っています。また、小・中学校にスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒及び保護者からの相談を受けています。参考ではありますが、西区では令和5年度から、ヤングケアラー支援のためにスクールカウンセラーの配置数を増やしています。区内のこども食堂一覧についてはホームページにも掲載していますが、「こどもサポートネット事業」「スクールソーシャルワーカー派遣事業」の利用について引き続き学校等に周知してまいります。</p> <p>また、本市では令和5年度から2年間で「全小学校区に少なくとも一つのこどもの居場所が開設されるよう運営事業者を確保する」という方針になっており(こども青少年局所管)、西区では既にこども食堂が開設されていることで開設済みとなっている4小学校区を除く、残る4小学校区について、今年度運営する事業者を募集する予定になっております。</p>